医療的ケア児等保育に関する重要事項説明書

保育所等では、医師が必要と認め、医師による指示の範囲内で医療的ケアを行います。医療的ケアの実施は、お子様の健康管理にとって極めて大切なものであるため、保護者様にも下記の事項をご確認いただいた上で、ご協力をお願いします。

【保育所等で実施する医療的ケアの内容】

医師による指示の範囲内で、園児と同様の時間帯に日常的に保護者が行っている医療的ケア(医師の指示の範囲外の医療的ケアは、臨時的であっても行うことはできませんのでご了承ください。緊急時を除く)

【保育所等で医療的ケアを実施するに当たっての確認事項】

- 1 医療的ケアは、看護師が行います。
- 2 医療的ケアの実施には、「主治医指示書」が必要です。
- 3 医療的ケアを実施できるのは、登園時間内です。
- 4 入園後は、医療的ケア実施の状況を確認するため、しばらく保護者の付き添いをお願いします。
- 5 看護師が不在の場合は、保護者の協力をお願いすることがあります。
- 6 登園の際にはお子様の体調を把握し、職員に伝えてください。体調が よくない場合の無理な登園は控えていただくようお願いします。
- 7 緊急時を含め、保育所等から連絡をする場合があるため、必ず連絡が 取れるようにしておいてください。
- 8 緊急時の対応について、主治医への協力依頼など、連携を図ってくだ さい。
- 9 感染症の流行があった際は、お知らせしますので、主治医への相談な ど、必要な対応をしてください。
- 10 医療的ケアに必要な医療機材や消耗品は、保護者様がご用意ください。また、医療機材は、毎日持ちお持ち帰りください。
- 11 必要に応じて病院受診に同行させていただくことがありますのでご了 承ください。

- 12 関係機関(医療機関・療育機関・教育機関・在宅医療実施機関・行政等)と連携していくため、情報の共有をしていきます。
- 13 医療的ケアの実施内容に変更がある場合は、速やかに「主治医指示書」を再提出してください。
- 14 医療的ケアが、医師の指示により中止・終了した場合は、「医療的ケア 終了届」を保護者様が記載し保育所等に提出してください。
- 15 災害時に備えて、薬や栄養剤、医療的ケアに必要な物品(カテーテル等)は、1日分を保育所等に預けてください。
- 16 園外活動については、お子様の安全の確保が前提であることから健康 状態、想定される緊急時の対応などを踏まえ、保護者様にご協力をお願い することがあります。
- 17 1~14 の他に必要なことがあれば、保育所等との間で取り決めをする ことがあります。

年 月 日

本保育所等における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき、需要 事項説明書の内容について説明を行いました。

保育所等名:

説明者職氏名: 印

私は、本書面に基づいて保育所等より重要事項説明書の内容について説明を 受け、その内容について同意しました。

保護者住所:保護者署名: 印

(園児との続柄:)

園児氏名: